

# 史跡八天遺跡整備基本計画



令和6年3月

北上市教育委員会

# 史跡八天遺跡整備基本計画

令和6年3月

北上市教育委員会



## 序

八天遺跡は、縄文時代後期後半（約3,800年前）の大形円形建物跡と、墓域などを主体とする遺跡です。更木東部開発に先立ち、昭和43（1968）年から昭和52（1977）年まで実施された発掘調査により、遺跡の価値が広く認知されました。この成果を受け、昭和53（1978）年2月22日、本遺跡は国史跡に指定され、将来にわたって保存されることとなりました。

令和4（2022）年、北上市教育委員会は史跡を適切に保存し、次世代へ継承していくため、その本質的価値と構成要素を明確化し、それらを適切に保存・活用するための基本方針を定めた「史跡八天遺跡保存活用計画」を策定いたしました。そしてこの度、この保存活用計画に基づき、整備・公開活用の基本方針、整備の方法及び維持管理・運営体制の整備など、遺跡の整備と公開活用に関する基本的な計画「史跡八天遺跡整備基本計画」を策定いたしました。

八天遺跡の整備活用は地元地区の念願であり、平成16（2004）年には更木地区に八天遺跡整備促進委員会が設置され、平成20（2008）年より八天縄文まつりが継続的に開催されるなど、環境整備に向けた機運が高まっています。平成29（2017）年からは更木夏まつり前夜祭の会場として、夕暮れの幻想的な雰囲気の中に大形円形建物跡をシンボライズした「夢灯り」が浮かびあがるなど、地域の創意工夫のもとで史跡が活用されています。

こうした状況を踏まえ、北上市教育委員会では、本計画に基づき史跡の整備と公開活用を進め、また市民や地域のみなさんとの協働のもと、教育財産・地域活性化の資源として活かすことで、史跡を将来の世代へと継承していきたいと考えております。

結びに、本計画の作成にあたり、御指導、御協力を賜りました文化庁、岩手県教育委員会並びに保存活用計画等策定委員会をはじめ、現在、遺跡の保存と活用に御尽力いただいている更木町振興協議会、八天遺跡整備促進委員会並びに関係機関の皆様にご心から御礼申し上げますとともに、今後の整備事業及び公開活用事業につきましても引き続き御支援をお願い申し上げます。

令和6年3月

北上市教育委員会教育長 平野 憲

## 例 言

- 1 本書は岩手県北上市更木 34 地割地内に所在する国指定史跡八天遺跡の整備基本計画書である。
- 2 本計画の策定事業は、北上市教育委員会が主体となり、令和 4 年度は市の単独事業として、令和 5 年度は国庫補助事業として実施した。
- 3 本計画は、北上市教育委員会が原案を作成し、国指定史跡八天遺跡保存活用計画等策定委員会での検討を経て、文化庁及び岩手県教育委員会の指導と助言のもと策定した。
- 4 本計画の策定に係る事務は、北上市教育委員会文化財課が担当した。令和 5 年度は支援業務を株式会社イビソクに委託した。

# 目次

第1章 計画策定の経緯と目的	1	(2) 自然科学分析の成果	43
第1節 計画策定の経緯	1	(3) 本質的価値	44
第2節 計画の目的	1	(4) 構成要素	45
第3節 委員会の設置	3	第3節 史跡の公開活用のための諸条件の把握	46
(1) 令和4年度	4	(1) 保存管理の現状と課題	46
(2) 令和5年度	4	(2) 公開の現状と課題	48
第4節 上位計画・関連計画との関係	5	(3) 活用の現状と課題	50
(1) 上位計画	5	(4) 運営・体制の現状と課題	51
(2) 関連計画	7	(5) 行政上の諸条件	51
第2章 計画地の現状	8	(6) 社会的インフラの配置状況	51
第1節 自然環境	8	第4節 広域関連整備計画	53
(1) 位置・立地・気象	8	第4章 基本方針	54
(2) 地形・地質	9	第1節 基本理念と基本方針	54
(3) 植生・植物相	10	(1) 基本理念	54
(4) 動物相	14	(2) 基本方針	54
(5) 景観	15	第5章 整備基本計画	55
第2節 歴史環境	16	第1節 全体計画及び地区区分計画	55
(1) 北上市域の歴史と文化財	16	第2節 遺構保存に関する計画	60
(2) 縄文時代の史跡と文化財	20	(1) 保存管理のための施設の設置	60
第3節 社会環境	26	(2) 地下に埋蔵されている遺構の保存	60
(1) 人口	26	(3) 台地の地形の保存	61
(2) 産業	27	第3節 動線計画	61
(3) 交通	27	(1) エントランス・サブエントランス	61
(4) 土地利用	29	(2) 見学者・管理用動線	62
(5) 地域資源	29	(3) 来跡動線	62
(6) 法的規制	31	第4節 地形造成に関する計画	65
(7) 地域住民の要望	33	(1) 地形復元	65
第3章 史跡の概要及び現状と課題	34	(2) 給排水機能の確保	65
第1節 史跡指定の状況	34	第5節 遺構の表現に関する計画	67
第2節 史跡の概要	36	(1) 全体計画	67
(1) 発掘調査の成果	36	(2) 大形円形建物跡	67

(3) 掘立柱建物跡	69
(4) 環状墓坑群	70
(5) 北西墓坑群	71
(6) 盛土遺構	73
第6節 修景及び植栽に関する計画	75
(1) 台地上の修景・植栽	75
(2) 台地斜面の修景・植栽	75
第7節 案内・解説施設に関する計画	75
第8節 管理施設及び便益施設に関する計画	78
(1) 管理施設	78
(2) 便益施設	79
第9節 公開・活用及びそのための施設に関する計画	80
(1) 道路・園路	80
(2) ガイダンス施設	80
第10節 周辺地域の環境保全に関する計画	82
第11節 地域全体における関連文化財等との有機的な 整備活用に関する計画	82
(1) きたかみ縄文回廊	82
(2) 県内における縄文時代の史跡や文化財との連携	82
第12節 整備事業に必要となる調査等に関する計画	83
(1) 発掘調査	83
(2) 古植物相調査	83
(3) 測量調査	83
(4) 地盤調査	83
第13節 公開・活用に関する計画	84
(1) 公開	84
(2) 活用	84
第14節 管理・運営に関する計画	85
(1) 管理・運営体制の基本的な考え方	85
(2) 維持管理計画	86
(3) 運営計画	86

第15節 事業計画	87
第6章 完成予想図	89
第1節 整備完成予想図	89